

4 単身赴任手当

(1) 概要

学校を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給されます。

(条例第10条の2の5第1項)

(2) 支給範囲及び支給額

ア 支給の要件

支給の要件

学校を異にする異動又は在勤する学校の移転（以下「異動・移転」という。）に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、通勤困難の要件を満たすもの

(条例第10条の2の5第1項)

支給の要件として、認定する時期により要件が異なりますが、初めて単身赴任したときの支給要件（当初要件）を満たさない場合は、単身赴任手当は支給されません。

当初要件を満たせば、次に異動したときには継続要件のみを満たせば継続支給となります。

当初要件

- ① 異動・移転
- ② 転居
- ③ やむを得ない事情
- ④ 同居していた配偶者と別居
- ⑤ 単身で生活することを常況
- ⑥ 通勤困難（当初）

継続要件

- ① 単身で生活することを常況
- ② 通勤困難（現在）

注1 当初要件が支給資格となります。

2 上記の当初要件を満たさない場合は、単身赴任手当は支給されません。

※ただし、権衡職員として支給される場合もあります。詳細は109ページを参照してください。

3 継続要件を一時欠いた場合は、その間手当は支給できません。

4 「通勤困難（当初）」とは、異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する学校まで通勤することが困難な場合をいいます。

5 「通勤困難（現在）」とは、配偶者の住居から在勤する学校まで通勤することが困難な場合をいいます。

「転居」とは

- (ア) 転居は、異動・移転に伴うものであることが必要であり、採用や出張に伴うものは含まれません。
- (イ) 転居は必ずしも異動・移転と同時に行われる必要はなく、異動・移転後、一時異動・移転前の住居から通勤していた場合も、通常、異動・移転から1月以内に転居したような場合は、異動・移転に伴う転居と認めることができます。
また、1月経過した後の転居であっても、当該異動等の日から3年（※単身赴任手当運用第5条関係の4に掲げる事情により単身赴任手当を支給することがやむを得ないと認められる場合は4年）以内の転居であって、やむを得ない事情が引き続いており、当該転居が当該異動等の直前の住居からの転居である場合は異動等に伴う転居として取り扱うことができます。
- (ロ) 転居の日とは、新住居に入居した日（転入日）をいいます。

※ 単身赴任手当運用第5条関係の4

- (1) 配偶者が重度の疾病、不慮の事故等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。
- (2) 配偶者が特別な事情により学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること
- (3) その他前各号に類すると認められる事情

「別居」とは

- (ア) 同居していた配偶者と別居することが必要であり、異動・移転前に既に配偶者と別居していた場合は対象となりません。

注1 単身赴任手当を受給している職員が、職員又は配偶者等に係る研修、出張、産前又は産後の休暇、育児休業、病気療養等の事由により、あらかじめ限定された期間、臨時的に配偶者等と共に居住する場合は、当該共に居住する期間については配偶者等と同居するものとして取り扱いません。この場合、当該共に居住する期間は「単身で生活することを常況とする職員」に該当しないため手当の支給を中断することとし、再び配偶者等と住居を別にした場合に手当の支給が再開されます。

注2 単身赴任手当が支給されていた者に更に異動・移転があつて引き続き単身赴任した場合で、通勤困難の要件を満たす場合は引き続き単身赴任手当が支給されます。

- (イ) 配偶者と生活の本拠を異にしていると認められる場合をいい、少なくとも月の過半は配偶者と別れて生活していることをいいます。

「やむを得ない事情」とは

別居の際に次の①から⑤の事情があること。

- ① 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- ② 配偶者が学校等の教育施設に在学する同居の子を養育すること。
- ③ 配偶者が引き続き就業すること。
- ④ 配偶者が自宅（人事委員会の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため引続き自宅に居住すること。 ※
- ⑤ その他配偶者が職員と同居できないと認められる①から④に類する事情

※ 「人事委員会の定めるこれに準ずる住宅」とは、

- (1) 職員の扶養親族たる者の所有に属する住宅又は扶養親族たる者に係る所有権留保等住宅
- (2) 職員に係る所有権留保等住宅
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号に規定する被扶養者（扶養親族を除く。以下「被扶養者」という。）の所有に属する住宅又は被扶養者に係る所有権留保等住宅をいいます。

「単身で生活することを常況とする」とは

(ア) 生活を共にするものがないこと。

注 賄い付きの下宿や世帯用宿舎にただ単に同僚と入居する場合等は生活を共にしていないと認められるので手当が支給されるが、職員又は配偶者の父母、子と同居している場合は生活を共にしていると認められ、要件を欠くことになります。

(イ) 別居の時点で1月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれること。

(ロ) 一時期、配偶者以外の同居者があり、「単身」要件のみを欠くことにより手当の支給が中断していた場合であっても、その後、同居者が転居し、再び「単身」の要件を満たした時点で支給を開始できること。

「通勤困難」とは

(ア) 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する学校に通勤困難であること。

なお、単身赴任中に更に異動があり、転居した場合や配偶者が転居した場合で、配偶者の住居から現に在勤する学校に通勤困難でなくなった場合は、その状況にある間は、手当は支給しません。

通勤困難
次のいずれかに該当すること。

- ① 通勤距離（最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路による。）が60km以上であること。
- ② 通勤距離が60km未満で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から①に相当する程度に通勤が困難であることが認められること。

（単身赴任手当規則第3条）

(イ) 通勤経路の長さは通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路について徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤したものとした場合の経路を交通方法に応じて次の手段により合計します。

交通方法	
① 徒歩	地図上の距離
② 鉄道等の交通機関	営業距離
③ 船舶	航路距離

（単身赴任手当運用第3条関係）

イ 権衡職員

(2) のアの支給の要件との均衡上、次の(ア)から(イ)までの職員に対しても、上記の支給の要件に該当する職員に準じて単身赴任手当が支給されます。

(ア) 異動・移転に伴う転居ではないが、人事交流等による採用に伴い転居した職員で「異動」以外の支給の要件を満たす職員

(単身赴任手当規則第5条第1項)

(イ) 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会が定める事情により同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「満18歳までの子」という。)と別居した職員で、単身の要件及び通勤困難の要件を満たす職員

(単身赴任手当規則第5条第2項第2号)

人事委員会が定める事情

- ① 満18歳までの子が学校等の教育施設に在学すること。
- ② その他満18歳までの子が職員と同居できないと認められる①に類する事情
(単身赴任手当運用第5条関係の1)

通勤困難

現に子の居住する住居から現に在勤する学校に通勤困難であること。

注 子が複数ある場合は、そのうちの一人について支給の要件を満たせば単身赴任手当が支給されます。

(ウ) 通勤困難とは認められないが、異動等の直後に在勤する部局における職務遂行上の理由により転居せざるを得ない職員(人事委員会が承認した職員に限る。)で、「通勤困難」以外のアの支給の要件を満たす職員

(平成27年3月31日給与課長通知)

人事委員会申請対象職員

- ① 道立学校・・・校長、副校長、教頭、事務長
- ② 市町村立学校・・・校長、副校長、教頭

職務遂行上の理由

- ① 災害・事故・事件に迅速に対応するため
- ② 校舎(施設)の管理を行うため
- ③ その他職務の遂行上、特に必要と認められるもの

※ イ(ウ)による届出の場合、人事委員会に協議の結果、教職員事務課あて承認があったものに限り手当が支給されることとなります。

- (I) 異動・移転に伴い配偶者（配偶者のない職員にあっては満18歳までの子。以下「配偶者等」という。）を一時帯同して転居した後、異動・移転の日から起算して3年（人事委員会が別に定める場合にあっては4年）以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者等と別居し、別居直後の配偶者等の住居から別居直後に在勤する学校に通勤困難と認められる職員で、単身の要件を満たす職員
(単身赴任手当規則第5条第2項第3号)

※ 人事委員会が別に定める場合は単身赴任手当運用第5条関係の4参照

人事委員会の定める特別の事情

a 配偶者のある職員

- ① 疾病により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前の居住地（同一市町村内を含む。）
②及びbの①において同じ。）に転居すること。
- ② 学校等の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前の居住地に転居すること。
- ③ その他配偶者が職員と同居できないと認められる①又は②に類する事情。

b 配偶者のいない職員

- ① 満18歳までの子が学校等の教育施設に入学又は転学するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。
- ② その他満18歳までの子が職員と同居できないと認められる①に類する事情。
(単身赴任手当運用第5条関係の2及び3)

- (f) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、単身の要件以外のアの要件を満たす職員
(単身赴任手当規則第5条第2項第4号)
- (g) 異動・移転に伴う転居ではないが、次の事由の発生に伴い転居した職員で「異動」以外のアの要件を満たす職員
(単身赴任手当規則第5条第2項第6号)
- a 採用をされたこと（(イ)に掲げる事由に該当するものを除き、採用の事情等を考慮して任命権者が定めるものに限る。)

採用の事情等を考慮して任命権者が定めるもの

- ① 採用をされたことに伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員
- ② 単身赴任手当規則第5条第2項第1号から第5号までの規定中「部局を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い」とあるのを「採用をされたことに伴い」と、「異動又は部局の移転」とあるのを「採用をされたこと」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員としての要件に該当することとなる職員
(令和5年3月31日教育長通知)

- b 外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員から復職したこと。
- c 分限条例第1条の2第1号の規定による休職から復職したこと。
- (h) 上記(イ)から(g)までの権衡職員となる事情が重複する職員
(単身赴任手当規則第5条第2項第5号、第7号、第8号)
- (i) その他条例第10条の2の5第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員と権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

人事委員会の定める職員

- ① 単身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転前から配偶者のない職員であったものとした場合に(イ)、(ウ)、(I)又は(ハ)の職員である要件に該当する職員
- ② 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、職員以外の地方公務員等としての在職を給料表の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を支給要件（権衡職員の場合も含む。）の学校とみなした場合に、当該人事交流等により給料表の適用を受ける前から引続き支給要件の職員である要件に該当する職員（権衡職員の場合も含む。）
(単身赴任手当運用第5条関係の6の(3)及び(4))